平成２９年（フ）第２１７号
静岡県牧之原市大沢119番地５　サウスパレス　Ａ－201
破産者　川田　悦也
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０８号
静岡市清水区押切1508番地の３、旧住所静岡市清水区梅ヶ谷179番地の７
破産者　深澤　道男
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９９７号
大阪府貝塚市地蔵堂147－１－305、開始決定時大阪府八尾市高安町北７丁目29番地の１　グランソレイユ101号
破産者　池田　博之
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０４６号
大阪市東住吉区矢田４丁目２番４号
破産者　島田　察爵（旧姓瀧本）
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１５７号
大阪市淀川区三国本町１丁目８番１－403号
破産者　増田　祐子
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３０９号
大阪府八尾市高安町北４丁目27番地の14
破産者　金子　育生
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３４１号
大阪市住吉区苅田３丁目16番26－607号、前住所大阪府阪南市石田281番地の７
破産者　水田　誠
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７２２号
大阪府池田市五月丘３丁目５番126－107号
破産者　おっさんずバーこと　雄城　正嗣
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９２５号
大阪府豊中市豊南町南１丁目３番５－204号
破産者　橋本　由美（旧姓押野）
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９４４号
大阪府枚方市藤阪東町４丁目20番17号、前住所大阪府枚方市釈尊寺町28番５－403号
破産者　カフェテラスＭ２こと　玉置　正仲
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６５５号
大阪府枚方市楠葉面取町１－20－５－103、住民票上の住所大阪府枚方市楠葉野田１丁目23番２号
破産者　加藤　豊彦
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６３６号
大阪府大阪狭山市西山台６丁目２番10号、前住所大阪府富田林市須賀１丁目10番51号
破産者　大須賀　淳
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７７０号
大阪府柏原市国分本町７丁目10番57号
破産者　小出商会こと　小出　八朗
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７９４号
大阪府松原市阿保４丁目８番４号、前住所大阪府羽曳野市伊賀２丁目10番17号
破産者　加藤　剛義
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８５９号
堺市西区鳳中町８丁280番地１　フロレアールコトブキ205号
破産者　宗重　進
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４７３号
千葉市中央区本町１丁目１番２号　丸三本町ビル702号、前住所千葉市若葉区若松町424番地342　フロレスタ１号　（前々住所）兵庫県西宮市名塩さくら台１－15－２
破産者　東郷　雅仁
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０９号
奈良県大和高田市片塩町６番６－402号　三愛マンション
破産者　加藤　勉
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
広島市佐伯区八幡５丁目11番59－２－101号
破産者　藤岡　勇
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０号
広島市佐伯区八幡５丁目11番59－２－101号
破産者　藤岡　順子
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部